■新たな支給要件など

子どもに対しても国内居住要件が設けられました。

支給対象となる子どもは、日本国内に 住所を有するものとされました(子ども が留学中の場合は対象になる場合があり ますので、お問い合せください)。

未成年後見人や父母指定者(父母などが国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様の資格がある場合に手当を支給します。

父母などが国外にいても、日本国内に おいて対象児童を養育している人を「父 母指定者」に指定すれば、手当が支給さ れます。 児童養護施設に入所している子ども などについては、施設の設置者や里親 などに手当を支給します。

児童養護施設に入所している子ども等 の父母などは、受給できなくなります。

監護・生計同一要件を満たす人が複数いる場合は、子どもと同居している人に支給(単身赴任の場合を除く)。

両親が離婚協議中などで別居している 場合、子どもと同居している人に支給されます。

■経過措置について

これまで子ども手当を受給していた人も含め、新たな申請が必要です。

10月1日の時点において、現に子ども手当の支給要件に該当している人

平成24年3月31日までに申請した場合は10月分から支給。

10月1日から平成24年2月29日までの間に、支給要件に該当する人

支給要件に該当するに至った日の翌月分から支給(支給要件に該当するに至った日の翌日から15日以内に申請をお願いします)。

■申請手続き

これまでの子ども手当受給者または各世帯主に送付している申請書に必要事項を記入し、関係書類などを持参のうえ各申請場所へ提出してください。

11月30日®までに申請した場合は、平成24年2月15日®に指定の口座に振り込みます。12月1日®以降に申請した場合は、申請日の翌々月の処理となり、その後の振り込みとなります。

【関係書類など】

- ●印かん(スタンプ印不可、朱肉を使用するもの)。
- ●請求者(保護者)名義の預貯金通帳。
- ●国民年金加入者以外の人は、請求者(保護者)の健康保険証。※加入している健康保険によっては、 年金加入証明書が必要な場合があります。
- ●子どもの世帯全員記載の住民票(子どもが天草市外に住民登録されている人)。

※『子ども手当制度』についての詳しいことは、本庁・子育て支援課子ども福祉係☎፡፡ 1111(内線1175)へ。

10月から子ども手当制度が変わります。

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が公布され、10月分から平成24年3月分までの子ども手当の制度が決まりました。

10月からの手当の受給にあたって、これまで子ども手当を受給していた人も含め、支給要件に該当するすべての人の認定請求が必要です。これまでの子ども手当受給者または各世帯主に「子ども手当申請案内通知」を送付していますので、早めに申請してください(公務員の場合は、所属庁からの支給となりますので、勤務先に申請してください)。

■支給対象者

0歳から中学校修了前までの子ども(15歳に到達する日 以後の最初の3月31日まで)を養育する父母など。

■支給月額

対象	支給月額
0歳~3歳未満(一律)	15,000円
3歳~小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳~小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円



※養育する子ども(18歳に到達する日以 後の最初の3月31日までの子ども)の うち、年長者から第1子、第2子…と 数えます。

■支給時期

支給月	支給する手当	
平成24年2月	10月~平成24年1月分	変更後の手当額で支給
平成24年6月	平成24年2 · 3月分	//
	平成24年4 · 5月分	平成24年度以降の新たな制度として支給

■所得制限

なし(所得制限の導入は、平成24年6月分以降の手当から実施の予定です)。

■受給者

手当の受給者は、支給対象となる子を養育している父母などになります。

- ●父母がともに養育している場合は、生計を維持する程度の高い人が受給者となります。生計を維持する程度の高い人(主たる生計者)とは、次の要件を多く満たしている人です。
- ①住民票の取り扱い(父母のどちらが世帯主になっているか)
- ②健康保険の適用状況(子どもが父母のどちらの被扶養者になっているか)
- ③所得税などの扶養控除の適用状況(子どもがどちらの扶養親族になっているか)
- ④父母の収入状況 (父母のどちらが恒常的に高いか)

●子ども手当申請受付期間・場所

图 1 C 0 1 当 中间 文 1 为 间 一 物 / 1				
地 区	期日	時 間	場所	
本 渡	10月11日巡~ 平成24年3月30日圗	8:30~17:15	本庁・子育て支援課	
牛 深			牛深支所・市民福祉課	
その他の地区			各支所・総務市民課	

※申請の受け付けは、どの場所でもできますが、いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

5 市政だより天草 No.133 お知らせ版 2011.10.15 **4**